

ホテル生態環境館業務管理委託仕様書

板橋区ホテル生態環境館業務管理委託について下記の項目の全てを業務しなければならない。業務委託者は水生生物全般及び清掃等に精通している者とする。

月 20 日で、休館日は区担当職員に従い業務を執行する。この時ホテル幼虫・ホテル成虫・蛹・成虫及び貴重な動植物の管理を行う。但し、これらの業務執行に関して個体等の異変や死亡等があった場合には全て委託者の責任であり、速やかに同じ個体及び同じ遺伝子・DNA の持ったものを用意する。

飼育室

* 180 cm ホテル生態水槽 6 本以上

1. 業務執行日に全ての生態水槽の水質検査を行う。但し、計測機械等はデジタル仕様で、100 分の 1 まで計測でき、且つ管理委託者が器機を用意すること。計測したデータは全て板橋区ホテル生態環境館のものとする。(別途水質調査内容明記)
2. 区担当職員の指示に従い、飼育水交換を行う。但し、水道水を用いるので PH 等が交換する生態水槽に合わせなければならない。変動値は 0.2 とする。これによりホテル幼虫等が死亡した場合は速やかに < 注意 1 > 福島県双葉郡大熊町産のゲンジボタル幼虫、栃木県栗山村産のヘイケボタル幼虫と同じ「遺伝子」「DNA」を持ち、且つ同じ「令」個体を委託者が速やかに用意する。
3. 区担当職員の指示に従い、濾材交換(骨炭・珊瑚砂等々)を行う。但し、濾材交換時に飼育水に異変があり、ホテル幼虫等が死亡した場合は < 注意 1 > と同じである。
4. 区担当職員の指示により、飼料等を与える。飼料等は全て委託者が用意する。(別途飼料内容明記する) これにより水質悪化に伴いホテル幼虫等が死亡した場合は < 注意 1 > と同じである。
5. 上陸基・羽化基・産卵期・孵化期は区担当職員と共に早朝作業及び夜間作業等を行う。この時に区担当職員の指示に従い適切な業務を執行しなければならない。これによりホテル幼虫・成虫・卵・成虫等が死亡した場合は速やかに < 注意 1 > と卵・成虫等を用意すること。
6. 区担当職員の指示により用土交換補助を行う。この時に量を誤り、且つ敏速に業務遂行が出来ずに、水中のホテル幼虫・カワニナ・水生動物が死亡した場合には < 注意 1・2 > を行う。
7. 羽化期に区担当職員の指示により上陸地に細霧作業を行う。但し、誤って羽化個体が少ない場合と全滅の時は全て委託者の責任において成虫を < 注意 1 > 2 日以内で用意すること。